

や首思<sup>④</sup>即ち糧食を得る外に、分外に飲食物を取要することなからしめ、尙ほ霍木海は各站内に別に頭目を添差してはならぬ。若し既に委付した人があるならば革罷せよ。管民官もまた勝手に站戸について科差を行ひ、站戸を侵擾し不安ならしめてはならぬ云々と記したことが見えてゐる。こゝに中書省が隨處の站赤を州府の親管に屬せしめたといと請うたのに對して、已前の體例に照依して、各處の管民官に親から管領を行はせるといふてあるのを見ると、これは請求の通りに、州府の管民官に管領させるといふ意味の如くに考へられるが、然もこれも前に引いたやうに

〔至元五年〕三月四日中書右丞相安童奏。霍木海呈。中統四年奉<sub>レ</sub>命。總<sub>レ</sub>管諸路站赤。至元元年改<sub>レ</sub>革漢站。令<sub>レ</sub>各路管民官掌管。霍木海提<sub>レ</sub>領使臣起數・鋪馬強弱。勾當事理似<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>歸<sub>レ</sub>一。

とあるに據ると、各處の管民官といふのは各路の管民官の義に外ならぬのであつて、州府の官を指したものでないと見なければならぬ。尤も實例として、路が州府司縣官をして各驛の頭匹や草糧を提控管勾せしめたことは、經世大典站赤一、太宗の十年戊戌六月二日の聖旨にも見えて居るが、これは世祖以前のこととして別に見たのか、或は州縣が單獨に提調したのではなく、路が特に州縣に命じて行はせた場合として認められたのか、何れかに外ならぬであらう。それで中統四年に霍木海が諸路の驛站を總管した時には、これに關する一切の事務はその管理に歸して居つたのを、至元元年からは只だその一部分のこと、即ち使臣の起數とか、鋪馬の強弱を検することとか、また使人の非違を取締ることなどをこれに任せ、その他の日常の驛務はすべて各路の官衙、即ち總管府に管領させたのである。而して總管府にはこの爲に前に見た總站官といふ官があつて、至元七年に至るまで、この官が専らその管理に任じて居つたものと思はれる。同年に前述の如く諸站都統領使司が立てられたのであるが、この時以後各地の驛站